

呉市自主防災組織結成及び助成要綱

(趣旨)

第1条 自主防災組織の結成及び育成を推進するため、自主防災組織に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付については、呉市補助金等交付規則（昭和63年呉市規則第24号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「自治会等」とは、地域住民の福祉の向上を図るため、当該住民により組織されている自治会、連絡区その他の住民組織をいう。

2 この要綱において「自主防災組織」とは、防災を主な目的として自主的かつ継続的に活動する地域的な組織（原則として自治会等を単位として結成するものに限る。）をいう。

(結成の届出・指定)

第3条 自主防災組織を結成した者は、結成届（様式第1号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定により提出された結成届の内容を確認し、適当と認めるときは、速やかに自主防災組織としての指定をするものとする。

(補助の対象)

第4条 補助の対象となる自主防災組織は、前条第2項の規定により市長の指定を受けた組織とする。

(補助金の種別及び内容)

第5条 補助金の種別及び助成の内容は、次のとおりとする。

(1) 防災器材等購入助成金 別表に掲げる防災器材等（以下「防災器材等」という。）を購入又は既存器材の修繕等を行った場合に、3箇年度に1回助成を行う。ただし、市長が特に認めた団体については、結成した年度に助成を行い、2回目以降の助成については、本文の例による。

(2) 防災訓練助成金 呉市防災担当職員、呉市消防職員、呉市消防団員又は呉市防災リーダー等の防災に関する有識者の指導の下に防災・避難訓練等を実施する場合に、1年度に1回限り、助成を行う。

(補助金の額)

第6条 自主防災組織1団体当たりの補助金の額は、次のとおりとする。

(1) 防災器材等購入助成金 防災器材等の購入総額の3分の2に相当する額（前条第1号ただし書に該当する団体については、10分の10に相当する額）とする。ただし、複数の団体が共同で使用する防災器材等を購入するときは、当該額を当該団体数で除した額とする。

(2) 防災訓練助成金 2万円

2 前項第1号に規定する補助金の額は、4万円（前条第1号ただし書きに該当する団体については、5万円）を限度とし、算出した補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額とする。

（補助金の交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする団体は、規則の定めにかかわらず、補助金交付申請書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

（交付の決定）

第8条 市長は、前条に規定する申請書が提出された場合は、内容について審査し、交付を決定した場合は、規則の定めにかかわらず、交付決定通知書（様式第3号）により当該団体に通知するものとする。

（完了報告等）

第9条 前条の規定により通知を受けた団体は、規則の定めにかかわらず、防災器材等の購入又は防災訓練の実施の完了の日から40日以内に完了報告書（様式第4号）及び請求書（兼委任状）（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第10条 市長は、前条の完了報告書が提出されたときは、速やかにその内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定し、補助金を交付するものとする。

（補助金の返還）

第11条 市長は、補助金の交付を受けた団体が次の各号の一に該当する場合は、補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(1) 補助金を目的以外に使用した場合

(2) 提出書類に虚偽の事項を記載し、又は申請について不正の行為があった場合

付 則

この要綱は、昭和59年4月1日から実施する。

改正 平成元年3月1日

平成 8 年 9 月 1 日
平成 1 5 年 1 2 月 1 日
平成 1 6 年 1 月 1 日
平成 1 6 年 6 月 1 日
平成 1 7 年 4 月 1 日
平成 2 0 年 4 月 1 日
平成 2 7 年 6 月 1 日
平成 2 9 年 4 月 1 日
平成 3 0 年 4 月 1 日
平成 3 1 年 4 月 1 日
令和 元 年 5 月 1 日
令和 4 年 4 月 1 日
令和 6 年 4 月 1 日

別表（第5条関係）

用 途	防 災 器 材 等
情報収集・ 連絡用	ラジオ，トランシーバー，メガホン，携帯無線機，サイレン，非常用放送設備，腕章その他情報の収集又は連絡に必要な器材等
消 火 用	可搬式動力ポンプ，簡易防火水槽，ホース，管そう，ノズル，格納器具一式，消火器，バケツ，とび口，ヘルメット，消火活動服その他消火活動に必要な器材等
水 防 用	スコップ，つるはし，かけや，ロープ，土のう，防水シート，土のう作成用砂，一輪車，救命胴衣その他水防用に必要な器材等
救出・救護 用	エンジンカッター，テント，チェンブロック，チェーンソー，救急セット，はしご，担架，防じんマスク，保護めがね，のこぎり，ジャッキ，投光器，発電機，コードリール，保護手袋，救助工具，バール，おの，ハンマー，リヤカー，車いす，鉄線はさみその他救出・救護に必要な器材等
給食・給水 用	給水タンク，ろ水装置，釜，鍋，炊き出しセット，ガスボンベ，炊飯装置その他給食・給水用に必要な器材等
避 難 用	標識板，小型ライト，標旗その他避難用に必要な器材等
防災教育用	放送機器，ビデオ装置，訓練用消火器，ビデオ教材，防災パンフレット，地図その他防災教育用に必要な器材等
そ の 他	器材等収納倉庫，簡易トイレその他防災用に必要な器材等